

完全
予約制

登記手続案内について

登記の申請書と法定相続情報証明制度の様式・作成方法については、「法務局ホームページ」でご案内しています。

申請書や添付書類等の様式は、ホームページからダウンロードできます。



クリックすると法務局ホームページに移動します。

ホームページの申請書等の様式・作成方法をご覧になったうえで、ご不明な点がございましたら、予約制の「登記手続案内」をご利用ください。

ウェブ登記
手続案内の
ご案内

案内図

法務局の案内図は
こちらをクリック
してください。

管轄区域

登記の管轄区域は
こちらをクリック
してください。

「登記手続案内」の予約申込みなどのお問合せ先

	和歌山地方法務局庁名	所在	電話番号
不動産 の 登記	本局	和歌山市二番丁3番地 (和歌山地方合同庁舎)	073-422-5131 (ガイダンス番号②番)
	橋本支局	橋本市東家5丁目2番2号 (橋本地方合同庁舎)	0736-32-0206 (ガイダンス番号②番)
	田辺支局	田辺市文里1丁目11番9号 (田辺港湾合同庁舎)	0739-22-0698 (ガイダンス番号②番)
	御坊支局	御坊市藪369番地6 (御坊法務総合庁舎)	0738-22-0335 (ガイダンス番号②番)
	新宮支局	新宮市緑ヶ丘3丁目2番64号	0735-22-2757 (ガイダンス番号②番)
商業・法人の 登記	本局	和歌山市二番丁3番地 (和歌山地方合同庁舎)	073-422-5131 (ガイダンス番号②番)

ご自身で申請書等の作成が難しい、時間がない、という方は、こちらにご相談ください。

和歌山県
司法書士会

TEL 073-422-0568

和歌山県司法書士会

検索

和歌山県
土地家屋
調査士会

TEL 073-421-1311

和歌山県土地家屋調査士会

検索

※外部サイトにリンクします。このリンク先は、令和5年1月15日現在のものです。

和歌山地方法務局

登記手続案内をご利用のみなさまへ



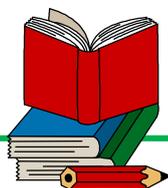
ご利用は20分以内

1回のご利用は、20分以内です。
20分を過ぎると、後の利用者の案内に支障が出てしまいますので、そこで終了します。
予約時間に10分以上遅刻された場合、キャンセルされたもの取り扱います。



見本をお渡しします

法務局ホームページに掲載している代表的な申請書類の様式を準備しています。
申請書類にどのような内容を記載するか説明します。



事前の審査・法的判断は できません

係員が申請前の書類に不備がないか審査することはできません。登記原因事実・法律行為(契約)が有効か無効か判断したり、法的なアドバイスをすることもできません。



ご自身で作成してください

申請書類の書き方を説明しますが、係員が書類に手を加えたり、具体的な事案に沿ったアドバイスは、していません。
現在の登記の内容は、登記事項証明書を取得するなどにより、ご自身で確認してください。



補正の可能性あり

登記申請後の審査の結果、訂正や書類の追加が必要となることもあります。
登記手続案内は、内容の適合性・登記の完了を保証するものではありません。



申請資格のない方お断り

申請人本人(親族・従業員)のご利用に限ります。本人確認していますので、ご協力ください。
法令上代理申請を行う資格のない方(税理士、行政書士、委任状のない代理人等)は、お断りします。
※資格者代理人は書面照会をしてください。(司法書士・土地家屋調査士・弁護士)

多くの方にご利用いただけるよう努めています。
ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

和歌山地方法務局